○茨城消防救急無線・指令センター運営協議会内部部局に関する要領

〔平成27年7月1日
茨指運協第32号〕

（趣旨）

第１条　この要領は，茨城消防救急無線・指令センター運営協議会事務組織規程（平成27年協議会規程第１号）第４条第４項の規定に基づき，いばらき消防指令センターの内部部局の運営について必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　各内部部局に，次のグループを置く。

区分	グループ
事務局	管理グループ
通信指令局	指令第１グループ，指令第２グループ

（事務分掌）

第３条　内部部局の事務分掌は，次のとおりとする。

区分		事務分掌
事務局	管理グループ	(1) 庶務に関すること。 (2) 協議会及び幹事会に関すること。 (3) 消防救急無線の施設に係る無線局の免許に関すること。 (4) 消防救急無線及び消防指令に係る施設（以下「施設」という。）の保守営繕に関すること。 (5) 施設の更新に関すること。 (6) その他会長が必要と認めることに関すること。
通信指令局	指令第１グループ	(1) 緊急通報の受信及び出動指令に関すること。 (2) 消防通信に関すること。
	指令第２グループ	(3) 指令管制に関すること。 (4) その他会長が必要と認めることに関すること。

（局長及びグループ長）

第４条　内部部局に局長を，グループにグループ長を置く。

２　局長及びグループ長は，センター長が指名する者をもって充てる。

３　局長は，上司の命を受け，所管事務を掌理し，所属の職員を指揮監督する。

４　グループ長は，上司の命を受け，所管事務を処理し，所属の職員を指揮する。

（職員の配置）

第５条　内部部局には，それぞれ必要な職員を配置する。

２　職員は，上司の命を受け，分担の事務を行う。

（補則）

第６条　この要領に定めるもののほか，内部部局の運営について必要な事項は，センター長が別に定める。

附　則

この要領は，平成 28 年４月１日から適用する。

附　則（平成 28 年 12 月１日）

この要領は，平成 28 年 12 月６日から施行する。